

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を同条第二項とし、同条に第一項として、次の一項を加える。

公園において航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機を飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。

第十九条第一項第四号中「第十条」を「第十条第一項又は第二項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奈良県立都市公園において航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機を飛行させようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の奈良県立都市公園条例第十条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。